

おわりに

本ガイドラインは、これまでのワーキンググループにおける議論、PHR 普及推進協議会、ヘルスケア AIoT コンソーシアムなどの関連団体との議論を踏まえた検討の結果であり、民間事業者が提供する PHR サービスの適正な運用に向けて、利用者の個人情報保護やセキュリティ確保、リコメンデーション・表示・広告の在り方、運用体制などを指針としてまとめたものです。

ガイドラインは、規制だけでなく、産業の健全な成長と利用者の利益に貢献する重要なツールです。

今後、民間事業者がガイドラインを参考に、PHR サービスの品質向上と信頼性の確保に努めることで、産業全体の成長と発展を促進していくものと考えています。

一方で、近年、PHR サービスにかかわる外部環境は大きく変化し、また、関連する技術革新が進み、多種多様な PHR サービスが展開されています。このような変化を踏まえた PHR サービスのあり方について検討していくことも必要と考えています。

また今後も、事業者、政府、学術機関、利用者などが協力してガイドラインが適切に更新されることを推進し、日本が PHR サービスの先進国として世界をリードするための革新的なサービスの創出と、産業の持続可能な成長を支えるとともに、PHR サービスを通じて国民の健康寿命の延伸や幸福な生活に貢献することを目指していきます。

令和 6 年 6 月吉日

PHR サービス事業協会 サービス品質委員長 古屋 博隆